

議案第47号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年3月20日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例(昭和34年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目(以下「削除号細目」という。)を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目(以下「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。)に改める。

改正後	改正前
第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 防災課 総務課 財務課 税務課 地域振興課 町民課 <u>健康福祉課</u> <u>農林観光課</u>	第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 防災課 総務課 財務課 税務課 地域振興課 町民課 <u>農林課</u> <u>観光商工課</u>

建設水道課 第 2 条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 町民課 ア 戸籍及び住民登録に関すること。 イ 窓口事務に関すること。 ウ <u>環境政策</u>に関すること。 エ <u>次世代育成</u>に関すること。 オ <u>生活困窮者</u>に関すること。 (7) <u>健康福祉課</u> ア <u>国民健康保険及び高齢者の医療</u>に関すること。 イ <u>介護保険</u>に関すること。 ウ <u>健康対策</u>に関すること。 エ <u>障害者及び高齢者福祉</u>に関すること。 (8) <u>農林観光課</u> ア <u>農林水産業の振興</u>に関すること。 イ 略 ウ 略 (9) 略	建設水道課 第 2 条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 町民課 ア 戸籍及び住民登録に関すること。 イ 窓口事務に関すること。 ウ <u>国民健康保険及び老人保健</u>に関すること。 エ <u>介護保険</u>に関すること。 オ <u>福祉施策</u>に関すること。 カ <u>保健衛生</u>に関すること。 キ <u>環境政策</u>に関すること。 ク <u>子育て</u>に関すること。 (7) <u>農林課</u> ア <u>農林水産業の振興</u>に関すること。 (8) <u>観光商工課</u> ア 略 イ 略 (9) 略
---	--

附 則
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。